

上海市で公布された地方法規及び政府通達の最新情況  
(2016年9月～2017年1月現在)

注1：公布機関はいずれも上海市の立法機関および行政機関である。

注2：外商投資企業にとって留意すべきと思われる法令をまとめたものである。

NO	文件番号	法令あるいは政府通達の名称	公布機関	公布/施行期日	内容の概略
1	滬人社医発 [2016] 46号	『上海市労働者基本医療保険総合減額実施弁法』	人力資源社会保障局 医療保険弁公室	2016/9/22	在職労働者とすでに退職している労働者を適用対象者とし、医療費の自己負担額の減額について定めた法令である。本人の医療費の自己負担累計額が本人の当年度の収入に対して一定の比率に合致している場合、自己負担する医療費を減額する制度である。適用対象となるケースについて労働者個々の条件を8種類（在職労働者は4種類）に分けており、事前の申請が必要である。したがって企業内の労務管理部門はこの法令で定める8種類の条件と本人の実情を照合して、申請の是非を検討しなければならない。
2	人民政府令 [2016] 44号	『上海市危険化学物品安全管理弁法』	市人民政府	2016/9/22	工業製品の資材となる危険化学物品の管理に関わる法令は国務院が2002年3月15日に公布した『危険化学物品安全管理条例』があるが、この法令が公布された当時、上海市ではすでに1982年2月より施行している『上海市化学危険物品安全管理弁法』があったがその後2006年2月に修正され、これが従来法となってきた。この法令はその従来法を大幅に改正したもので、48条で構成する旧法に対して改正法は73条で構成している。適用対象となる企業は、上記の各種の法令および製品の主管当局が「危険化学物品」と定める原料・製品・工業資材を生産する企業のほかに、これの経営、貯蔵、輸送、および使用する企業となる。したがって、自社の事業内容が危険化学物品とは無縁であっても、自社業務で一定量を使用したり、あるいは貯蔵する場合（例えば自家発電用の重油を大量に貯蔵する場合）は、本条例の適用対象となる。また、本条例では、これらの適用企業の業種ごとに、危険化学物品の生産、経営、貯蔵、輸送、使用に関する細則を定め

					ている。
3	滬人社弁発 [2016] 51号	『社会保険料未納企業の公示に関する意見』	人力資源社会保障局	2016/11/2	『社会保険法』、『社会保険料の申告納付管理規定』等の関係法令に基づいて上海市の主管部門が公布した行政見解。雇用主の義務となっている従業員の社会保険料の納付行為について企業が正常に経営しているにも関わらず3カ月以上にわたって納付していない当該企業の名称、違法行為の内容、法定代表者の氏名等を社会保険事業管理センターが社会的に公開して是正を促すことになる。
4	市人代 常務委員会公告 [2016] 47号	『上海市公共場所禁煙条例』	市人民代表大会 常務委員会	2016/11/21	上海市内の公共エリアにおける禁煙を定めた法令で、禁煙となる場所・地域の限定、分類管理、組織的な管理、公衆の参画等の原則を定め、同時にこの条例に違反した組織や個人の告発を奨励。違反があった場合の罰則等について定めている。これによって、今後は、教育・医療・文化・芸術・スポーツ、観光地等の公共エリアでは全面的な禁煙措置が取られることになる。
5	市人代 常務委員会公告 [2016] 48号	『上海市検閲検測条例』	市人民代表大会 常務委員会	2016/11/22	技術や品質の検査・検測に関わる行為を規範化するために定めた条例で、まず「関連する標準、技術規範または約定した方法に基づいて利用する検査機器や設備、環境等に係る技術的な条件および専門的な技能等によって検査対象の特性、データおよび検査結果を確定する」と定めて本条例の目的と検査・検測の定義を定めている。さらに本条例に基づいて検査・検測に従事する検査機関の資質についても詳細な規定を設けている。したがって、企業が自社または他社の製品の技術的な特性や品質の検査・検測を外部に委託する場合は、委託先の法的な資格な能力についても留意すべきである。
6	滬食薬監薬化注 [2016] 474号	『化粧品安全技术規範』および「日焼け止め化粧品標示管理要求」の実行に関わる通知	食品藥品監督管理局	2016/11/29	国务院の国家食品藥品監督管理総局が公布した『化粧品安全技术規範』（2015年版）と『日焼け止め化粧品標示管理要求』の上海市における実施を求める通知。上記二件の法令は国

					<p>産品・輸入製品のいずれにも適用されるので対象となる製品を取り扱う外商投資企業は注意しなければならない。</p>
7	<p>滬食薬安弁発 [2016] 106号</p>	<p>『上海市・薬品、医療機械、化粧品に関わる違法行為の告発奨励弁法』（ヒアリング草稿）</p>	<p>食品薬品监督管理局</p>	<p>2016/12/6 公布 2017/2/15 施行（予定）</p>	<p>中央法令（『薬品管理法』『薬品管理法実施条例』『医療機械監督管理条例』『化粧品衛生監督条例』および国家食品薬品監督管理総局が公布した『食品・薬品違法行為告発奨励弁法』）に基づいて上海市の主管当局が公布したヒアリング草稿（正式公布前の意見聴取草稿）である。全30条で構成する中型法令で、文字どおり自然人による薬品、医療機械、化粧品に関わる違法行為の告発を奨励することを目的としている。一般自然人による告発を実名・伏名・匿名に分けて定義し、それぞれの告発の処理方法を詳細に定めている。また告発行為を奨励する部門、奨励の条件、結果に対する褒賞等についても定めており、告発に関わる申請表、授權委託状、告発結果の通知書等7種類の文書の書式も添付している。違法行為の摘発に一般大衆も参画させることを目的とした法令であり、外商投資企業は匿名によるライバル企業の関係者からも告発があり得ることも想定すべきである。現状ではヒアリング草稿になっているが、予定では2017年2月15日の施行となっている。</p>
8	<p>滬府弁 [2016] 46号</p>	<p>『上海市・インターネット金融のリスク整備实施方案』</p>	<p>市人民政府弁公庁</p>	<p>2016/12/9</p>	<p>国务院弁公庁が公布した『インターネット金融のリスク整備实施方案』に基づいて上海市政府が公布した法令。各種のネット金融の業態を規範化し健全な市場競争環境を整備し、業界の発展に一段と寄与することを目的としている。もともとこの方案の草稿は2016年6月7日に公表されたが、その後関係部門内の調整を経て12月に市政府弁公庁より正式に公布された。内容を概括すると、作業目標と原則、重点整備領域と作業課題、専門的に整備すべき主な措置項目、指導組織および職責、整備期間および作業行程の手配、作業の検証および効果のメカニズムに仕分けし、付属文書として各種整備事項ごとに、ネット金融リスク整備作業専門部会の構成員名</p>

					簿/ネット金融リスク整備作業工程表/ネットを通じた資産管理および異業種間の金融業務におけるリスクの整備/非銀行系による支払システムのリスク整備/P2P ネットローンのリスク整備等、合わせて8分野におけるリスク管理システムの整備案と管理方を提起している。ネットを通じた金融・取引・リテール等を検討する外商投資企業は必見の案である。
9	人民政府令 [2016] 48号	『タクシーのネット予約サービス経営管理規定』	市人民政府	2016/12/21	上海市内ではすでに複数のタクシー会社がネット予約サービスを実施しているがこれはその運営に関する規定である。内容を見ると、予約サービスに伴う運賃、管理部門、予約サービスを実施する際の各種条件および罰則について定めている。タクシーのネットを通じた予約サービスを規範化することが主目的であるが、同時に違法なタクシー経営を抑え込む狙いもある。
10	滬食薬監稽 [2016] 603号	『ネット上の食品薬品安全違法行為査察工作規範』	食品薬品监督管理局	2016/12/21	中央法令（『ネット上の食品薬品安全違法行為査察弁法』『ネット上の食品薬品情報サービス管理弁法』）に基づいて上海市の主管当局が公布した法令である。法令の名称ではネット上の食品、薬品となっているが、ほかに医療機械と化粧品も含まれる。ネットを通じて販売されるケースで発生する違法行為のパトロールと摘発について定めた法令で、その基本方針、主管組織、違法なWEBサイトとその内容の検索、証拠の確保、収集、摘発方法等の実務を具体的に定めている。自社製品のネット販売を実施する企業は必見の法令である。
11	滬府弁発 [2016] 58号	『上海市城郷住民大病保険弁法』	市人民政府弁公庁	2016/12/23 公布 2017/1/1 施行	上海市の医療保険に加入する者で、重病・難病・大病を患った者への医療保障を一段と強化するための法令。本弁法ではまずその財源を各年度の医療保険基金総額の2%と定め、重度尿毒症による透析治療、腎臓移植後の治療、悪性腫瘍、重度精神障害等の大病と認定する治療条件に合致している患者に対して医療費の補助を実施することになる。またこの法令は2017年1月1日より2021年12月31日まで実施する

					時限立法である。
12	滬人社弁発 [2016] 54号	『就業援助作業をさらに進める若干の意見』	人力資源社会保障局	2016/12/23	市の労働行政当局が公布した就業が困難な者の就業支援に関わる行政指導文書。ここではまず就業が困難な者として上海市に戸籍を有する者で6ヶ月以上にわたって失業状態にあることを前提条件として、条件に応じて7種類の「就業困難者」を認定し（高齢な離農者、協保者、低収入家庭の構成員、中度の障害者等）、上海市内の企業、事業所、自営業者における就業を促進、奨励している。今後は外商投資企業に対しても地元の労働行政当局より本意見に基づいた就業奨励案が示される可能性があるだろう。
13	滬商服貿 [2016] 418号	『上海市サービス貿易促進指導目録』（2016年版）	市商務委員会 他7部門	2016/12/30	市商務委員会が市経済情報化委員会、市司法局、市財政局、市衛生計画生育局等他の7部門と連名で公布したサービス貿易を促進するための指導目録である。運輸/ツーリズム/電信/IT/建築エンジニアリング/コンサルティング/会計・法務/エキシビション/文化/ゲーム・アトラクション/映画・演芸/出版・印刷/医療・衛生/スポーツ等、各業態で提供するサービスの品質向上、イノベーション、重点目標等を列挙してサービス産業の底上げを目指した産業目録である。それぞれの業態に該当する外商投資企業は必見の文書である。
14	滬工商規 [2017] 1号	『「上海市市場監督管理処罰手続規定」の実施に関する若干の意見』	市人民政府	2017/1/5	習近平国家主による腐敗一掃運動の基本スローガンである「四つの厳格」といった指示を実践に移すために上海市政府が公布した『上海市市場監督管理処罰手続規定』はすでに2016年11月1日より施行しているが、(前回の法令情報10を参照)これはその法令の実施に関する行政意見である。内容を見ると、上記の法令で具体的に定めていなかった部分の補強意見で、旧法令から新法令への移行期の処理方法、市場管理責任者による合議を経て決定する処罰の範囲、処罰情報の公開方法等を指摘している。